

K  
S  
K  
P



(平成11年11月)

No. 32

編集人

(社) 兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650 神戸市中央区橋通4丁目1-28

-0016 迹ビル2F

T E L 078-360-2618

F A X 078-360-2615

## 公立豊岡病院の精神科病床削減と 地域の受け皿づくりに向けて

兵家連常務理事 酒井正行

豊岡市にある公立豊岡病院の移転計画によって、同病院の精神科の病床が、100床から65床に減床されることをきっかけに、家族会を始め関係者が中心となって、但馬地域における社会復帰施設の整備と福祉施策の充実を求める運動が始まっています。

国の精神障害者対策は、たび重なる法改正を経て、入院医療中心の施策から、地域での「自立と社会参加」の促進を目指した医療・福祉施策に変わってきており、地域における精神障害者支援の基盤強化が求められます。

兵庫県でも、国の施策に沿って、目下「障害者福祉プラン」の改正作業が進められており、精神障害者が地域で利用できる社会復帰施設の設置数値目標を盛り込んだ改正プランが、平成12年度より実施される予定です。

私どもは、この機会にぜひ同地域における社会復帰施設の整備が促進されますよう、心から願うとともに、地元の方々と一緒にになってこの運動が実るよう努力して行きたいと思います。



### 精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時 ☎ 078-360-3610

## 兵庫県へ精神障害者福祉充実に 関する要望書を提出

兵家連では平成11年9月17日、正副会長、常務理事が兵庫県庁を訪れ、担当窓口の健康福祉部障害福祉課を通じて、兵庫県知事宛ての要望書を提出致しました。要望項目は次の6項目となっています。

### 1. 精神障害者の小規模作業所に関する要望

精神障害者の共同作業所は、精神障害者が利用できる社会復帰資源が非常に少ない中で大きな役割を担っていますが、財政的には依然苦しい状況がつづいていますので、県の作業所運営補助金の増額ならびに作業所開設準備金制度の創設を要望します。

### 2. 精神障害者の医療費に関する要望

精神病院に入院している患者の半数は、在院日数が5年以上の長期に及び、入院医療費の負担は家族に重くのしかかっています。については、心身障害者(児)医療費助成制度なみに、入院医療費の負担が軽減されるよう補助制度の創設を要望します。

### 3. 精神障害者の医療に関する要望

精神保健福祉法改正により創設される緊急に入院が必要となる精神障害者の移送制度の立ち上がりに際し、充分なる予算措置と、家族等当事者のニーズや本人の権利に配慮した移送手段を確立してください。

### 4. 当事者会(家族・障害者)支援に関する要望

今後の精神障害者福祉施策の推進において当事者(家族・障害者)活動は極めて重要です。また、精神保健福祉法の改正により、市町事業として精神障害者居宅生活支援事業等が創設されるなど、市町とのかかわりが強くなりますが、地域で活動する当事会への理解と、当事者による相談・援助・啓発事業への物心両面にわたる援助を強化するよう市町を指導してください。

### 5. 手帳サービスに関する要望

平成7年10月の精神保健福祉手帳制度の創設により、精神障害者も手帳サービスにより福祉的恩恵を受けられることになりましたが、具体的なサービスの充実が求められます。特に公営住宅への優先入居について県の手帳サービス拡充支援を要望します。

### 6. 精神障害者の労働行政に関する要望

精神障害者の社会参加の促進、自立生活支援のための雇用対策の積極的な推進を要望します。また、医療福祉関係者に対する雇用就労推進のための啓発、制度の普及拡大を要望します。

## 高齢者や障害者の福祉の権利を守る

### 『あんしんネット』開設のお知らせ

兵庫県では、障害者からの相談等に対応できるよう、今年6月1日に「障害者ほっとライン」を兵庫県福祉センター内に開設しましたが、これに引き続いて、高齢者や障害者の権利を守る「ひょうご高齢者・障害者権利擁護センター（愛称：あんしんネットひょうご）」と同じセンター内に開設することになり、10月1日に開設式が行われました。

来年4月からスタートする介護保険では、在宅介護や施設サービスなどの利用者は、サービスを提供する事業者と契約を結ぶことになりますが、痴ほうのお年寄りや一人暮らしの知的障害者など判断能力にハンディのある方々を、契約違反や詐欺から保護するためにも、権利擁護のサービスが求められます。

そのため同センターは、兵庫県内8ブロックの基幹となる社会福祉協議会に専門員を1人、88ある全部の社会福祉協議会に複数の生活支援員を配置し、自分で判断のできないお年寄りや知識障害者とサービス契約を結んで、手続きや料金支払い、契約締結などを代行します。ただ、サービス料は受益者負担で、1時間1000円程度になる予定です。

「障害者ほっとライン」ならびに「あんしんネットひょうご」の電話番号は、次の通りです。☎ 078-230-9545、FAX 078-230-9553。

### トルコ西北部大地震義援金

募金活動にご協力有り難うございました。

皆様のご協力のお陰で、目標の10万円に達し、10月28日に兵庫県の募集委員会にお届け致しました。尚、台湾大地震への募金活動は、11月30日までに継続しておりますので、引き続きご協力をお願い致します。

賛助会員  
募 集

あなたの支援で、兵家連は運営されています!!

年会費 団体の場合1□（10,000円）以上

個人の場合1□（3,000円）以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

## 県下初、宝塚市が福祉医療費の助成対象を精神障害者にも適用

兵庫県宝塚市議会は99年9月22日の本会議で、精神障害者が自己負担する医療費を市が全額助成するための「市福祉医療費の助成に関する条例」の一部改正案を全会一致で決しました。

同市は、これまで同条例で、身体障害者と知的障害者の医療費の自己負担分などを補助してきましたが精神障害者は対象外でした。今回の条例改正により、精神保護福祉手帳の1、2級の交付を受けている市民は、入院治療費のほか外科や歯科などにかかった場合でも医療費の自己負担分の全額が公費でまかなわれることになります。

福祉医療費の助成対象に精神障害者を含めている自治体は全国的にも少なく、厚生省によると、実施しているのは山形、山梨、山口の三県のみとのことです。

地元の宝塚家族会の酒井正行会長の話によると、「これまで県や市へ要望を繰り返してきたが、ようやく実現し、支援して頂けた公明党議員団の活躍に心から感謝したい。精神障害者は長期にわたり入退院を繰り返すため、家族の経済的負担は大変です。これを機に県下全市町で実施してほしい」とのことです。

### 兵家連創立30周年記念大会のお知らせ

日 時：平成11年11月26日（金）午後1時20分～4時10分

場 所：兵庫県民会館 9階ホール（定員 360名）

（神戸市中央区下山手通4丁目16-3 ☎ 078-321-2131）

\* JR元町・阪神元町駅より北へ徒歩7分

\* 地下鉄県庁前駅、市バス（県民会館前）下車すぐ

記念講演：『支えあえるまちづくりと家族会』

講 師：寺谷 隆子さん（日本社会事業大学教授、JHC板橋代表）

そ の 他：『歌とピアノとおしゃべりと』

独 唱：小西 和子さん（宝塚ワークセンター所長代理）

ピアノ：板倉 章子さん

◎ぜひ、一人でも多くの方のご参加をお待ちしております。

## 平成14年度から始まる精神障害者に対する 居宅介護等事業に備えホームヘルプサービス 試行事業を平成11年度より県が実施

在宅の精神障害者が、地域で安心した生活を送っていくためには、日常生活の支援が必要であることから、今年5月に改正された精神保健福祉法に基づき、平成14年度から精神障害者に対する居宅介護等事業が、国の施策として実施されることになります。

そのため、兵庫県では「平成11年度精神障害者ホームヘルプサービス試行事業実施要綱」を策定して、まず試行的なホームヘルパーの派遣事業を伊丹市に委託して実施することになりました。

また、精神障害者に対するホームヘルプサービスのみならず、他の障害者をも含む包括的な在宅障害者の生活支援のための障害者介護等支援サービスの実施体制の整備を検討する『障害者介護等支援サービス体制整備検討委員会』が兵庫県に設置され、今年10月14日に第1回委員会が開かれました。

この委員会では、次の事項について検討を行うことになっています。

- ① 障害者介護等支援サービスの試行事業の実施ならびに実施体制に関すること。
- ② 上記サービスの実施に必要とされる障害者介護等支援専門員の養成研修、確保の方法に関すること。
- ③ 精神障害者のホームヘルプサービスの実施方法ならびにヘルパーの養成に関すること。
- ④ その他障害者介護等支援サービス体制整備のために必要な事項。

また、この委員会のメンバーは福祉、保健、医療関係者および障害者団体の代表者など15名の委員で構成され、兵家連の西浦会長も委員の一人として委員会に参加しています。

\*\*\*\*\*

### 全家連全国大会（山形）

池田弘氏（のじぎく家族会会長）が受賞されました。

第32回全国精神障害者家族大会は、去る10月14日～15日の両日にわたって、山形県において開催されました。尚、本大会で「のじぎく家族会」（姫路市）の池田弘会長が、永年の家族会活動への功績により、全家連理事長表彰を受けられました。皆様とともに受賞をお喜び申し上げます。

## 『兵庫県精神障害者グループホーム連絡会』 が発足しました。

地域に住む精神障害者が共同して生活する世話人付きのグループホームは、精神保健福祉法によって法定化され、全国的な広がりを見せておりますが、兵庫県下でもその数が24か所にまで増加しています。

しかしながら、グループホームの制度がスタートしてからまだ日も浅く、県下のグループホーム間の交流や情報交換の場がなかったため、世話人の方々から相互連絡の組織をぜひ作りたいとの機運が高まり、連絡会設立への準備作業が進められてきました。

その結果、去る10月22日（金）、神戸市生活学習センターにおいて、県下の20か所を超えるグループホームの参加により、『兵庫県精神障害者グループホーム連絡会』の初総会が行われ、無事連絡会が発足しました。今後の連絡会の活躍を期待しております。

### 兵庫県障害者福祉大会のお知らせ

日 時：平成11年12月5日（日）12時45分から15時まで

場 所：川西市文化会館大ホール

（川西市丸の内町5-1 ☎ 0727-58-9811）

内 容：①表彰 三障害福祉活動表彰ほか

②講演 西条 遊児（ラジオ関西パーソナリティー）

### 家族会会長会議

日 時：平成11年12月16日（木）13時30分から16時30分まで

場 所：三宮・神戸市勤労市民会館 308号室

神戸市中央区雲井通5丁目1番52号 TEL 078-232-1881

三宮駅から東へ徒歩5分

内 容：①近況報告 ②相談業務の年間まとめ報告

③参加者同士の意見交換

④会議終了後、有志による夕食懇親会を開きます。

## 社会の動き

### ■成年後見四法案は継続審議へ

法務省は99年8月10日、組織対策三法案などをめぐり国会情勢が緊迫したことから、審議中の民法改正など成年後見関連四法案について今国会での成立を事実上断念し、会期末処理で継続審議を求め、次期国会での成立を目指す方針に転換した。

### ■省庁再編、分権法成立

中央省庁を2001年4月から1府12省庁に再編する中央省庁再編関連法と、国から地方に権限を委譲する地方分権一括法が99年7月8日の衆院本会議で可決成立した。

### ■自治省が市町村合併推進要綱決定

自治省の市町村合併推進本部は99年8月6日、全国に3229ある市町村を1000程度に集約する目標で、市町村合併の組み合わせを盛り込んだ要綱を、2000年度中に作成するよう都道府県に求める「合併推進の指針」を正式に決定した。

地域全体の発展や住民への行政サービス向上などの観点から、都道府県が全面に出て地図上で表記することや、合併の効果や懸案事項などの明示を要請する。

### ■障害者欠格条項緩和へ

政府の障害者施策推進本部は99年8月9日、障害を理由に個人の能力に關係なく免許・資格や営業許可を与えることを禁じている法律や政令などの「欠格条項」を、遅くとも2003年度までに見直すことを決めた。同本部によると、現在63の制度で、障害者に対する欠格条項が設けられている。

### ■兵庫県財政収支、10年で1兆円不足

貝原知事は99年6月23日、今後10年間の収支不足が1兆円に上る見通しを示し、定員削減を含む抜本的な行財政改革への取組み方針を発表した。

### ■丹波6町の合併推進署名活動

兵庫県氷上郡6町の広域合併をめぐり、地元住民でつくる合併促進連絡協議会は99年9月14日、住民発議による法定合併協議会設置請求の署名活動を10月中旬から始めると発表した。

### ■神戸市、障害者の権利擁護事業

神戸市は、99年8月1日から「障害者110番ネットワーク事業」を始めた。県警、職業安定所、弁護士会、家庭裁判所などの機関とも連携し、障害者の権利擁護にかかる専門家らが、財産侵害や金融・商品契約上のトラブルに一貫的に対応する。

### ■2000年対応に追われた自殺、労災申請

昨年2月、大阪市内の鉄鋼卸売会社で働いていた夫が自殺したのは、コンピューターの「2000年問題」への対応に追われた精神的、肉体的ストレスが原因として、兵庫県に住む妻が99年7月9日、遺族補償の支給を求め大阪西労働基準監督署に労災申請した。

### ■社会福祉事業法の改正

宮下厚相は99年8月10日、「措置制度」を見直し、利用者が選択できる仕組みに変える社会福祉事業法などの改正案要綱を、中央社会審議会に諮問した。

## 兵 家 連 活 動 日 誌

## 役員の動き

11. 5. 17 つつい会総会<社町> (岡野)  
 5. 21 作業所補助金説明会<生活学習センター> (池田ほか)  
 5. 26~27 全家連評議員会<東京品川プリンスホテル> (西浦、岡野)  
 5. 31 白ゆり会講演会<西脇> (東口)  
 6. 1 障害者 110番開所式<県社協> (西浦、岡野、東口)  
 6. 2 兵家連基金部会<兵家連会議室> (山本、成定、斎賀、中野、小川)  
 6. 4 明石に居場所を作ろう会総会 <明石> (東口)  
 6. 7 事務局会議<兵家連会議室> (西浦、岡野、東口、酒井、西谷)  
 6. 8 すぎなの会総会<加古川> (岡野)  
 6. 10 理事会<生活学習センター>  
 6. 11 近畿県連事務局会議 (西浦)  
 6. 15 県障害プラン改定委員会 (西浦)  
 6. 24 決算総会・作業所フォーラム <生活学習センター>  
 6. 25 グループかけはし総会 <洲本> (西浦)  
 7. 1 浜坂保健所へ講師 (西浦)  
 7. 5 事務局会議<兵家連会議室> (西浦、岡野、酒井、西谷)
7. 7 広報紙部会 (西浦、平野、上垣、大槻、黒岩、滝)  
 7. 17 神戸東播淡路地区研修会 <三木市> (西浦、岡野、東口)  
 7. 21 みちくさの会10周年記念事業 <篠山> (西浦)  
 7. 22 県障害プラン改定委員会 (西浦)  
 7. 25 豊岡病院での会合 (西浦)  
 7. 29 精神障害者を考える会in丹波 <丹波の森公苑> (東口)  
 8. 2 事務局会議<兵家連会議室> (西浦、酒井、西谷)  
 9. 3 30周年記念大会準備委員会 (西浦、酒井、小川、辻、吉田)  
 9. 6 県障害プラン改定委員会 (西浦)  
 9. 13 事務局会議<兵家連会議室> (西浦、酒井、東口、辻、西谷)  
 9. 16 但馬丹波地区研修会実行委員会 <和田山> (小川)  
 9. 17 県庁へ要望書提出 (西浦、酒井、東口)  
 9. 22 洲本保健所へ講師 (西浦)  
 9. 25 無年金障害者を支援する会総会 <大阪> (東口)

K  
S  
K  
P

一九八四年八月二〇日第三種 便物認可

毎日発行

定価五十円

発行人＝関西障害者定期刊行物協会／大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三 アド企画 気付

## あとがき

今回はお知らせしたい内容が数々あって、その精選に苦慮したような次第です。従って紙面が固くなった感じは免れませんが、しっかりお読み頂ければ幸いです。

(平野)

~~~~~

精神保健福祉講座 No.26

~~~~~

## こちら精神保健福祉相談室

文責：兵家連相談室 田村 真実子

はじめまして。今年度より、前任者の青木さんに代わって兵家連の電話相談を受けることになりました田村と申します。皆様のご相談に応えられるよう、精一杯努力して参りたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

☆相談開設日：月～金の午前10時より午後3時

電話番号：078（360）3610

【秘密は厳守します】

### [入院の方法について]

相談者（68歳女性）：43歳の長男と2人暮らしをしています。以前はいろいろ大変で入院を繰り返したこともありました。最初に入院したときは特に、まるでテレビドラマのようでした。次男やその知り合いの方、そして私で、長男を病院へ連れていったのですが、長男にも、次男たちにも、私にとっても、つらい思い出です。できれば入院はもうしたくないとは思います。幸いなことに、ここ7年くらいは同じ調子で、時々雑誌を買いにいく以外は家で寝ていて、親としてはイライラすることはあるものの、今のところ入院の心配はありません。

でも、私自身、最近足腰が痛むようになりました。それに以前は次男の家族が近くに住んでいたのですが、4年前に遠方に引っ越してしまっているし、もし、入院が必要になったら、こんな体の私一人では、どうしたら良いのかと思う時があります。何か良い方法はないのでしょうか。

回答：入院の方法については、あなただけではなく、沢山の家族の方々の共通の悩みであるようです。つい最近、平成11年5月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、略して精神保健福祉法が改正されたところですが、その法改正にあたっての家族からの要望の1つは、入院の方法についてでした。家族の高齢化などを考えると切実な要望でしょう。また、責任の所在がはっきりして

いない現状では、地域によって精神障害者についての知識が不充分な民間の救急サービスが請け負っているところもあり、人権的に問題が出てきています。

今回の法改正で、責任の所在が考えられるようになりました。措置入院は「都道府県知事」が「病院に移送しなければならない」、医療保護入院は「都道府県知事」が「病院に移送することができる」という法文があります。ただ入院が必要かどうかは、医師が診察して判断するのですから、この法改正で具体的に大きな変化はないのかもしれません。

でも、大切なのは、誰が入院させるかではなく、ご本人が納得して入院できるかどうかだと、私は思います。本人が納得していないのに、無理に入院しなくてはならないことは、ご本人も家族の方もつらいことですよね。

本人も、家族の方も、困ったら気軽に相談できて、医療や福祉がいつもしっかり支えているから、必要な時はご本人も安心して入院できる、そうであれば一番ですよね。幸い、ご長男さんは、今すぐ入院が必要ということではありませんし、お母さんも心にゆとりのある時に、医療機関とのつきあい方を考えてみてください。ご本人がしんどい時ではなく、調子の良いとき、または少ししんどくなり始めたときに気軽に「休息」するような入院を話し合えるといいですね。

もし、残念ながら説得が難しい状況になった場合も、それでもやはり、ご本人にとって入院することが必要ではないかと、話し合いをして置くことは、とても大切です。話すことは勇気が必要かもしれません、場合によってはかかりつけの医療機関や保健所などの専門家に相談したり、いっしょに話をしてもらったりしながら、説得する努力をお願いします。患者さんは皆さん、優しくて真面目な人が殆どですから、その時は伝わらないように見えて、誠意はきっと伝わっています。

ご自分の体の不調、「足腰が弱った」と、感じたときに、自分自身のことよりも息子さんの将来のことを案じていらっしゃるお母さんのお気持ち、きっと誰よりも息子さんがわかっておられると思いますよ。